

一般財団法人豊田湖畔公園管理財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人豊田湖畔公園管理財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市豊田町大字地吉字岡の台348番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、豊田ふるさと自然公園国民休養地及びそれに附属する施設を適切に管理運営することにより、豊かな自然の中における健全な観光レクリエーション活動を促進し、以って国民の福祉の増進及び文化の向上並びに地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 豊田ふるさと自然公園国民休養地の管理運営に関する事業

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号及び第2号の事業は下関市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行う為に不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。但し、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払う事が出来る。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以下

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。また、2名以内の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として、選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長は及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第32条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は 林 清人 とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	51,100,000円

一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団 役員名簿

平成25年8月1日現在

役職名	氏名	備考 〔所属団体役職名〕	勤務 形態
1 理事長	林 清 人	三豊地区社会福祉協議会会長 (元下関市議会議員)	非常勤
2 副理事長	郷 田 文 一	元豊田湖畔公園観光開発振興会会長	非常勤
3 理事	富 永 英 典	下関農業協同組合豊田営農経済支部長	非常勤
4 理事	河 田 恒 雄	山口県西部森林組合総務課長	非常勤
5 理事	増 田 實	下関市商工会副会長	非常勤
6 理事	田 中 利 伸	豊田梨共同出荷組合長	非常勤
7 理事	綿 貫 博 志	豊田町青年団長	非常勤
8 理事	林 博 義	三豊公民館長	非常勤
9 理事	宮 本 イ ソ ノ	三豊婦人代表	非常勤
10 理事	小 田 健 一	三豊地区自治連合会会長	非常勤
11 理事	藤 岡 敬 介	豊田湖畔公園支配人	常勤
12 監事	田 中 賢 介		非常勤
13 監事	武 内 芳 博	下関市役所豊田総合支所長	非常勤
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

財 団 の 概 況

(2013年5月1日現在)

名 称 一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団

所 在 地 山口県下関市豊田町大字地吉字岡の台348番地
〒750-0432
電話 083-766-3488

設立年月日 平成7年5月15日

基本財産 51,100,000円

業務内容 豊田湖畔公園（キャンプ場、宿泊棟等公園施設、売店、食堂、貸ボート）の管理運営

役員	理事長	林 清 人	評議員	桂 宏 太
	副理事長	郷 田 文 一	評議員	芝 田 廣 之
	理事	森 永 宏 文	評議員	中 野 哲 行
	理事	河 田 恒 雄		
	理事	増 田 實		
	理事	田 中 利 伸		
	理事	綿 貫 博 志		
	理事	林 博 義		
	理事	宮 本 イ ソ ノ		
	理事	小 田 健 一		
	理事	藤 岡 敬 介		
	監事	田 中 賢 介		
	監事	武 内 芳 博		

理事 11名 評議委員 3名 監事 2名

職員等 職員 3名
臨時職員 約20名

平成24年度事業報告

長引く不況の煽りや近隣地域類似施設の増加、アウトドア志向の薄れなどにより、公園を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、公園の利用促進に向けて諸団体と協力し様々なイベントを行いました。また、ホームページを活用し広く宣伝活動を行い、より多くの人に来園していただくため役職員一丸となってサービスの向上に努めてまいりました。

平成24年度の園内施設利用者数は前年度対比100.6%とやや増加しました。施設別では、前年度対比でケビンは103.9%、一般キャンプ場は106.0%、バーベキューハウスは101.9%と各施設ともわずかですが増加しております。ただ、これらの数字に表れない入園者、特に「冒険の城」やワカサギ釣りの栈橋利用については、年々増加している感があり、公園施設の設置目的を果たしていると考えます。

施設利用料収入は前年度対比103.2%と増加となりました。施設別で見ると、前年度対比でケビンは105.7%、一般テントキャンプ場は104.9%、バーベキューハウスは111.6%の増加となりました。

また、今年度は、新たに2団体が当公園でイベントを主催しました。更に、公園独自のイベントとして、年末に「もちつき体験大会」を開催しました。

今後も更に厳しい経営が予測されますので、公園全体の美化や整備を含め、質の高いサービスを提供していくことが必要であると考えます。

平成24年度に湖畔公園で開催されたイベント等の内容

5月	2～3日	山口100萩往還マラニック大会
7月	25～27日	カワイ体育教室山口事務所キャンプ教室(2泊3日)
7月	25日	JA下関ちゃぐりんフェスタ
8月	1～2日	豊田町子ども会交歓会(1泊2日)
8月	6～8日	ガッツサマーキャンプ(2泊3日)
8月	21～22日	こども自然体験塾(2泊3日)
9月	9～10日	JR西日本組合山一支部親睦会
10月	13～14日	北九州YMCA野外活動(1泊2日)
12月	30日	第1回もちつき体験大会
1月	30日	ワカサギ釣り体験教室
2月	1日	第41回 豊田湖ワカサギ釣り大会

平成24年度豊田湖畔公園管理財団収支決算書

収入

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
1. 基本財産運用収入		40,000	20,832	19,168	
1. 財産運用収入	1. 運用収入	40,000	20,832	19,168	
2. 事業収入		13,860,000	13,624,280	△ 944,280	
1. 施設利用収入		12,680,000	13,624,280	△ 944,280	
	1. 一般テントサイト 貸付収入	738,000	774,340	△ 36,340	
	2. オートキャンプサイト 貸付収入	1,805,000	1,686,240	118,760	
	3. ケビン 貸付収入	8,800,000	9,657,500	△ 857,500	
	4. バーベキュー 施設貸付収入	627,000	700,200	△ 73,200	
	5. その他施設利用料	710,000	806,000	△ 96,000	
2. 器具貸付収入		1,180,000	1,191,015	△ 11,015	
	1. キャンプ器具等 貸付収入	480,000	500,815	△ 20,815	
	2. 貸ボート等 貸付収入	700,000	690,200	9,800	
3. 営業収入		2,680,000	2,280,930	499,070	
	1. 木炭	790,000	747,923	42,077	売店販売
	2. 売店・食堂 (自販機含む)	1,340,000	886,815	453,185	自販機含む
	3. 釣り用具等	550,000	645,930	△ 95,930	釣り用具レンタル等
4. 業務受託収入		5,000,000	5,000,000	0	
1. 公園管理受託収入	1. 受託収入	2,400,000	2,400,000	0	
	2. 緊急雇用委託料	2,079,000	2,079,000	0	
	3. 清掃業務委託料	588,000	588,000	0	
5. 諸収入		14,000	13,155	845	
	1. 雑入	14,000	13,155	845	
当期収入合計 (A)		21,661,000	22,196,953	△ 536,953	
前期繰越収支差額	1. 前期末繰越金	2,654,000	2,658,563	467	23年度期末商品 232,550
収入合計 (B)		24,315,000	24,855,516	△ 540,516	

支出

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
1. 給料手当					職員給
2. 法定福利費					労災保険、社会保険
3. 報酬					理事会等
4. 賃金					公園・売店・食堂・ボート臨時雇用賃金
5. 会議費					理事会等
6. 旅費					
7. 需用費		4,780,000	4,813,426		
	1. 消耗品費	500,000	697,506	△ 197,506	
	2. 燃料費	220,000	223,707	△ 3,707	
	3. 食料費	10,000	0	10,000	
	4. 印刷製本費	150,000	44,100	105,900	
	5. 光熱水費	3,500,000	3,265,533	234,467	
	6. 修繕費	400,000	582,579	△ 182,579	
8. 役務費		1,302,000	963,699	338,301	
	1. 通信費	200,000	172,544	27,456	
	2. 広告費	50,000	4,080	45,920	
	3. 保険料	190,000	186,470	3,530	賠償責任
	4. クリーニング料	620,000	569,730	50,270	
	5. 検査料	210,000	30,875	179,125	水質検査・浄化槽法廷検査
	6. 手数料	32,000	0	32,000	
9. 委託料		2,809,000	2,430,735	378,265	
	1. 浄化槽保守管理費	1,700,000	1,589,700	110,300	汚泥調整を含む
	2. 警備等委託料	279,000	286,755	△ 7,755	
	3. 財団確定申告委託料	189,000	189,000	0	
	4. ゴミ収集業務委託料	171,000	134,400	36,600	
	5. 変更登記委託料	70,000	20,580	49,420	
	6. 財団法人設立委託料	400,000	210,300	189,700	
10. 使用料及び賃借料		930,000	951,572	21,572	NHK受信料、マット・モップ、コピー
11. 商品仕入費		800,000	462,554	337,446	
	1. 期首商品	233,000	232,550	450	
	2. 貸ボート	450,000	374,446	75,554	釣具・エサ代
	3. 売店・食堂	350,000	117,091	232,909	売店・食堂
	4. 期末商品	△233,000	△261,750	28,750	
12. 備品購入費		1,290,000	1,737,625	△ 447,625	
	1. 備品購入費	490,000	741,625	△ 251,625	
	2. 車両購入費	800,000	996,000	△ 196,000	
13. 公課費		700,000	671,300	28,700	市民税、県民税、消費税
14. 会費		74,000	74,000	0	観光協会他
15. イベント開催費		400,000	249,102	150,898	餅つき大会等資材
16. 諸雑費		160,000	87,620	72,380	
	1. 諸雑費	160,000	87,620	72,380	
	2. イベント負担金	0	0	0	
17. 予備費		160,000	160,000	0	
当期支出合計 (C)		24,313,000	23,022,074	1,290,926	
当期支出差額 (A) - (C)		△ 2,654,000	1,744,008	△ 2,373,006	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		0	2,827,566	△ 2,827,566	

貸借対照表

平成25年 3月31日

(単位:円)

<p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金</p> <p style="padding-left: 20px;">普通預金</p> <p style="padding-left: 20px;">商品</p> <p style="padding-left: 20px;">未収入金</p> <p>2 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">基本財産</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金</p> <p>資産の部合計</p>	<p>70,000</p> <p>1,610,625</p> <p>261,750</p> <p>1,263,068</p> <p>51,100,000</p>	<p>3,205,443</p> <p>51,100,000</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>54,305,443</p>
<p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債</p> <p style="padding-left: 20px;">未払金</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金</p> <p>負債の部合計</p>	<p>298,510</p> <p>79,367</p>	<p>377,877</p>	<p>377,877</p>
<p>III 正味財産の部</p> <p>正味財産</p> <p style="padding-left: 20px;">(うち基本金)</p> <p style="padding-left: 20px;">(うち当期正味財産増加額)</p> <p>正味財産の部合計</p> <p>負債及び正味財産の部合計</p>			<p>53,927,566</p> <p>(51,100,000)</p> <p>(174,003)</p> <hr/> <p>53,927,566</p> <hr/> <p>54,305,443</p>

財 産 目 録

平成25年 3月31日 現在

(単位:円)

<p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産</p> <p>現金</p> <p style="padding-left: 20px;">現金手許有高 70,000</p> <p>普通預金 (1,610,625)</p> <p style="padding-left: 20px;">西中国信用金庫／豊田支店 498,439</p> <p style="padding-left: 20px;">下関農業(協)／豊田支所 1,112,186</p> <p>商 品 261,750</p> <p>未収入金 1,263,068</p> <hr/> <p>流動資産合計</p> <p>2 固定資産</p> <p>基本財産</p> <p>定期預金</p> <p style="padding-left: 20px;">山口銀行／西市支店 51,100,000</p> <hr/> <p>固定資産の合計</p> <hr/> <p>資産合計</p>			
		3,205,443	
		51,100,000	
		51,100,000	54,305,443
<p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債</p> <p>未払金 298,510</p> <p>預り金 79,367</p> <hr/> <p>流動負債合計</p> <hr/> <p>負債合計</p> <hr/> <p>正味財産</p>		377,877	377,877
			53,927,566

損 益 計 算 書

(財)豊田湖畔公園管理財団

(収 益 事 業)

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

〈 経 常 損 益 の 部 〉

(単位:円)

I	営業損益		
	1 営業収益		
	事業収入	17,095,963	
	受託収入	<u>5,067,000</u>	22,162,963
	2 営業費用		
	給料手当	4,637,460	
	法定福利費	1,021,032	
	報酬	92,000	
	臨時雇用費	4,556,608	
	旅費	25,740	
	消耗品費	697,506	
	燃料費	223,707	
	会議費	1,690	
	印刷製本費	44,100	
	光熱水費	3,265,533	
	修繕費	582,579	
	通信費	172,544	
	広告費	4,080	
	保険料	186,470	
	クリーニング料	569,730	
	検査料	30,875	
	手数料	0	
	浄化槽保守管理費	1,589,700	
	警備等委託料	286,755	
	ゴミ収集業務委託料	134,400	
	財団確定申告委託料	189,000	
	変更登記委託料	20,580	
	財団法人設立委託料	210,300	
	使用料	251,572	
	商品等仕入原価	462,337	
	備品費	741,625	
	車輛購入費	996,000	
	公課費	671,300	
	会費	14,000	
	イベント開催費	249,104	
	諸雑費	<u>94,620</u>	<u>22,022,947</u>
	営業利益		140,016
II	営業外損益		
	1 営業外収益		
	受取利息	700	
	雑収入	<u>12,455</u>	<u>13,155</u>
	經常利益		153,171
	当期利益		<u><u>153,171</u></u>

監 査 報 告 書

定款第22条第2項の規定により、平成25年5月20日に平成24年度事業報告、損益計算書、収支決算書、貸借対照表、財産目録の各事項について、監査いたしました。

その内容は適正なものとして認めます。

平成25年5月20日

一般財団法人豊田湖畔公園管理財団

監 事

武内芳博



監 事

田中賢介



平成25年度事業計画

滞在型観光レクリエーション活動の拠点施設である豊田湖畔公園は、住民の健全なレク活動の促進、福祉の増進、文化向上を図り地域活性化を目指していきます。本公園が有する自然資源を最大限に活用した安らぎの場として、また癒しの場として多くの人に利用されるよう管理、運営します。

施設整備面では、開園して18年を経過し老朽化による補修等が多くなってきました。市のご尽力をいただき、利用者が気持ち良く過ごせるよう改修、管理に努めてまいります。

また、当財団は一般財団法人への移行の認可を受け、名称も「一般財団法人豊田湖畔公園管理財団」へ改称しました。ついでには、体験活動等の公益目的事業を着実に実施していきます。

今後もお客様のニーズにあった対応を心がけ、よりサービスの向上に努めるとともに、ホームページを活用したPR活動、他の施設へ情報提供等を展開しながら、様々なイベントの開催、誘致に努め、都市住民との交流促進を図り、利用者の増加やリピーターの確保に繋げていく所存です。

平成25年度豊田湖畔公園管理財団収支予算書

収入

(単位：千円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 基本財産運用益		40	40	0	
1. 基本財産運用収入	1. 運用収入	40	40	0	
2. 事業収益		16,640	16,640	0	
1. 公園管理（施設利用）		13,060	12,680	380	
	1. 一般テントサイト 貸付収入	760	738	22	
	2. オートキャンプサイト 貸付収入	1,800	1,805	△ 5	
	3. ケビン 貸付収入	9,000	8,800	200	
	4. バーベキュー 施設貸付収入	700	627	73	
	5. その他施設利用料	800	710	90	
2. 公園管理（器具貸付）		1,250	1,180	70	
	1. キャンプ器具等 貸付収入	550	480	70	
	2. 貸ボート 貸付収入	700	700	0	
3. 事業収入		2,230	2,680	△ 450	
	1. 木炭	800	790	10	売店販売
	2. 売店・食堂 (自販機含む)	820	1,340	△ 520	釣り用具等
	3. 釣り用具等	610	550	60	自販機含む
3. 業務活動収入		5,067	5,067	0	
1. 公園管理受託収入					
	1. 受託収入	2,400	2,400	0	
	2. 緊急雇用委託料	2,079	2,079	0	緊急雇用
	3. 清掃業務委託料	588	588	0	ビジターセンター清掃
4. 諸収入		25	14	11	
	1. 雑収入	25	14	11	
当期収入合計 (A)		21,672	21,661	11	
前期繰越収支差額	1. 前期末繰越金			0	
収入合計 (B)		21,672	21,661	11	

支出

(単位：千円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 給料手当		9,900	9,900		職員給
2. 法定福利費		1,000	1,000		労災保険、社会保険
3. 報酬		300	300		理事会
4. 賃金	臨時雇用品	6,830	6,700		公園・売店・食堂・ボート臨時雇用賃金・緊急雇用
5. 会議費	会議費	10	10		理事会等
6. 旅費	1. 交通旅費	40	30	10	
7. 需用費		4,822	4,780	42	
	1. 消耗品費	470	500	△ 30	レンタル用品・ケビン用品更新
	2. 燃料費	240	220	20	
	3. 食料費	0	10	△ 10	
	4. 印刷製本費	150	150	0	パンフレット、申請書
	5. 光熱水費	3,370	3,500	△ 130	
	6. 修繕費	592	400	192	
8. 役務費		1,250	1,302	△ 52	
	1. 通信費	200	200	0	インターネット使用料他
	2. 広告費	50	50	0	
	3. 保険料	190	190	0	賠償責任・保健
	4. クリーニング料	650	620	30	
	5. 検査料・手数料	160	242	△ 82	水質検査・車検他
9. 委託料		2,170	2,800	△ 630	
	1. 浄化槽保守管理費	1,500	1,700	△ 200	汚泥調整を含む
	2. 警備等委託料	251	279	△ 28	
	3. 財団確定申告委託料	189	189	0	確定申告・法人化委託料
	4. ゴミ収集業務委託料	180	171	9	
	5. 変更登記委託料	30	70	△ 40	
	6. 税理士委託料	229	400	△ 171	
10. 使用料及び賃借料	使用料	300	300		NHK受信料、マット・マップ、コピー
11. 商品仕入費		600	600		
	1. 期首商品	261	368	△ 107	
	2. 商品仕入	600	800	△ 200	食堂材料・釣具・エサ代他
	3. 期末商品	△ 261	△ 368	107	
12. 備品購入費	備品購入費	557	1,290	△ 733	
13. 公課費		700	700		市民税、県民税、消費税
14. 会費	会費	14	14		観光協会等
15. イベント開催費	イベント開催費	110	200	△ 90	
16. 交際費	交際費	30	30		
17. 雑費		60	160	△ 100	
18. 予備費	予備費	0	160	△ 160	
支 出 合 計		21,672	24,315	△ 2,643	